

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
別 紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領 1 被災状況の報告等 災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」<u>（令和6年11月6日付子成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号）</u>の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。 2 被災後の事務処理 （1）協議の対象事業及び対象経費 ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。 イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。 <u>ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること。</u> （2）～（5）略 3 略	別 紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領 1 被災状況の報告等 災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」<u>（令和5年10月11日付子成事第529号・社援発1020第1号・障発1020第1号・老発1020第1号）</u>の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。 2 被災後の事務処理 （1）協議の対象事業及び対象経費 ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。 イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。 （2）～（5）略 3 略

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

別 紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設		別 紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設	
施設名等	施設名等	施設名等	施設名等
社会福祉施設等		社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設	保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 <u>訪問看護事業所</u> 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス	老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 <u>訪問看護ステーション</u> 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設	身体障害者社会参加支援 施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
<u>女性自立支援施設等</u>	<u>女性自立支援施設</u> 一時保護所 <u>女性相談支援センター</u>	<u>婦人保護施設</u>	<u>婦人保護施設</u> 一時保護所 <u>婦人相談所</u>
障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所	障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

その他の社会福祉施設等	共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>夜間対応型訪問介護事業所</u> 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター	その他の社会福祉施設等	共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>夜間対応型訪問介護ステーション</u> 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター
（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。 様式第 1 号～ 2 号 略		（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。 様式第 1～ 2 号 略	